

# まうあご むよせい

発行日 2013年2月12日  
編集・発行 龍谷大学矯正・保護  
総合センター  
〒612-8577  
京都市伏見区深草  
塚本町67 至心館1階  
TEL.075-645-2040  
FAX.075-645-2632  
発行責任者 加藤博史  
編集担当者 斎藤 司、我藤 諭、  
南口美美、事務局

[rcrc.ryukoku.ac.jp](http://rcrc.ryukoku.ac.jp)



## 第3回 矯正・保護ネットワーク 講演会を終えて

龍谷大学社会学部教授

津島昌弘

「絆が人を生かす。絆が希望を造り出す。」

筆者が奥田知志さんにサインをお願いした際、添えてくれたメッセージである。

東日本大震災以降、「絆」は、メディアを中心に、事あるごとに使われてきた。そこでは大抵、美しく安全な言葉として用いられている。しかし、絆には、動物の手綱に代表される「切っても切れない(あるいは切りたくても切れない)関係」的な意味もある。高度成長期に多くの日本人が、血縁・地縁のしがらみから逃れ、都市に移り住んできた歴史が、それを物語る。絆は両義的な意味をもつ。

現在消費されている「絆」は自分にとって都合のよいように使われてはいないか。長年、ホームレス活動に身を捧げてきた人からの言葉は重い。他者とのつながりを構築する際には、相手に裏切られるなど、自分にとって好ましくない点も受け入れなくてはならない。そういう意味では覚悟も必要となる。

奥田さんは言う。それでも人と交わっていかねばならない。なぜなら、他者との出会い、そして交わりによって、人が(自他ともに)変化し、社会が変化していくからだ。講演会、奥田さんの著書を通じて、人の可能性を信じ、働きかけていくことの重要性を学んだ。



第3回 矯正・保護ネットワーク講演会  
奥田 知志 氏 特別講演

開催日時／2012年11月3日(土・祝)  
13時30分～15時30分  
開催場所／龍谷大学アバンティ響都ホール

# 困窮孤立者支援としての更生保護 ～下関放火事件から考える～

おくだ ともし  
〈講演者紹介〉 **奥田 知志 氏** (特定非営利活動法人 北九州ホームレス支援機構 理事長)

1963年滋賀県大津市生まれ、サラリーマン家庭に育つ。1982年に関西学院大学入学と同時に日本最大の寄せ場(日雇い労働者の街)と出会う。以来、困窮者支援・ホームレス支援に携わる。その後、福岡の西南学院大学神学部専攻科を経て、1990年、現在の日本バプテスト連盟 東八幡キリスト教会牧師に就任。同時に北九州越冬実行委員会のホームレス支援活動に参加し、同事務局長となる。

2000年NPO法人格を取得すると同時に、名称を北九州ホームレス支援機構と変更し、理事長に就任。2006年NPO法人ホームレス支援 全国ネット設立、理事長に就任。東日本大震災発生後、支援活動を開始、ホームレス支援全国ネットワーク、グリーンコープ生協と生活クラブ生協で協働体制を構築。2011年11月には一般財団法人共生地域創造財団を設立し、代表理事となる。

活動は、マスコミにもしばしば取り上げられ、2009年にはNHK総合プロフェッショナル仕事の流儀「ホームレス支援:絆が人を生かすから」に出演。2012年には二度目のNHK総合プロフェッショナル仕事の流儀「困窮者支援:絆が希望を創り出す」(特別編震災支援)に出演する。牧師、困窮者支援、大学での講義、厚生労働省等での委員など、種々の場で活躍中である。「もう、ひとりにさせないわが父の家にはすみか 多し」(いのちのこば社)など著作も多数ある。



みなさん、こんにちは。いまご紹介いただきました奥田知志と申します。今日は更生保護の問題についてお話しますが、私自身の活動のベースは、ホームレス支援あるいは困窮者支援ですから、それとの関連でお話します。ですから更生保護も当然その一部に当然入ってきますが専門ではありません。私のわずかな経験から、少し皆さんと課題の共有ができればと思っています。

今日は、二つのパートに分けてお話したいと思います。前半部分は、2006年1月に起こった下関駅放火事件とはいったい何だったのかという話。後半部分は、困窮者も含めた支援、伴走型支援等についてお話したいと考えております。

## 【下関駅放火事件】

下関駅放火事件は2006年1月7日に起こりました。下関駅というのは、木造建てで、文化財にもなっており、三角屋根の観光の目玉でもありました。市民にとっては非常に象徴的な、ランドマーク的な建物でした。その下関駅が、2006年1月7日未明に火が出て、全焼致しました。幸いけが人や死者は出ませんでした。6億円近い被害額や電車が止まるなどの被害、何より市民に親しまれた駅の焼失でしたので、非常に衝撃的な事件でありました。

私も地元ですから、夜の臨時ニュースのテロップで下関駅が燃えているということを知りました。最初は、木造の古い駅だったので、漏電か何かかなと思っていましたが、翌朝放火ということが判明し、同時に犯人が検挙されているとニュースで知りました。

犯人として捕まったFさんは、当時74歳の方でありました。Fさんはいま、ある刑務所に服役中ですが、私が身元引受人をしていま

す。今年の夏、久しぶりにお訪ねしてきました。こういうお話をするのは、一応ご本人からも了解は得ております。

## 【下関駅放火事件が問うもの】

Fさんは裁判で、なぜ火を付けたんですかという質問に対して、「刑務所に戻りたかった」と、一貫しておっしゃっていました。途中で検察の方から、「むしゃくしゃしてやった」など感情的なことも問題にされましたが、私が知る限り裁判においてもご本人は一貫して「刑務所に戻りたかった」と証言していました。

事件数日後の報道で、Fさんが事件当日北九州市内にいたことが分かります。さらに、なぜ下関に行ったかという理由ですが、北九州市の生活保護課に1月6日に相談に行っておられ、保護課が隣接市までの切符を渡したことがわかりました。Fさん自身は保護の申請をしたと裁判においても、私にも、弁護士にも言っていましたけれども、生活保護課の方は「申請はしなかった」と述べています。

ただ2006年というのは、その後「闇の北九州方式」と言われることになる、生活保護にまつわるさまざまな問題が顕在化していく時期でした。有名な「おにぎり食べたい餓死事件」が起こったのが翌年2007年です。つまり2006年段階では北九州市の生活保護行政は厚生労働省からも「優等生」とお墨付きをもらうぐらいに非常に厳しい保護の運用をしていました。ただ、市の名誉のために言っておきますが、あの餓死事件が起こり、その後市長が代わる等々のことがあり、今の北九州市の保護は、私は全国のなかで一番「正当」に法を執行していると



思っています。

さて、今日は京都でお話しているわけですが、Fさんは京都出身です。北九州市側の証言では、彼が「京都に帰りたい」と保護課のケースワーカーに言ったので、その申請に基づき隣接市までのJRの回数券と下関駅から下関の福祉事務所まで行くバス代を手渡ししたということになっています。しかし、彼が京都を離れて50年ぐらい経っています。実際には京都に親戚等はいません。家族の縁が切れている状況なので、私としては「京都に戻りたい」とおっしゃるはずはないと考えております。この辺りは分かりません。最終的にはどっちが本当のことを言っているか分かりませんが、京都に戻りたいということで、京都方面に向かって、その日電車に乗ったというのが1月6日夕方のことであります。

Fさんが直前まで北九州市にいたということが分かり、私は「しまった」という気持ちになりました。というのは1月3日に毎年新年の炊き出しをやっていたからです。正直申し上げまして、あのとき彼に会っていたらこうなっていなかったのではないかと考えています。「じゃあ、実際何ができたの」と問われても何もできなかったと思います。20年以上続けているホームレス支援においても、確かに会ったその場で「アパートどうぞ」とはいきません。でも、そこに「出会い」があれば違っていたと思うのです。相談が始まる。相談自体が大切なケアなのです。あのとき誰かと相談している状況ができていれば、放火という行動にはならなかったのではないかと、そんな思いが強くなりました。すぐさま問題解決はできないことが多いです。困窮者支援において問題解決型のケアをするのは確かに大事ですし、その人が抱えている問題をどう一緒に解決していくかという処遇や措置はとても大事です。しかし、それ以前に、誰かが話を聞いているかとか、誰かと相談しているかという状況があるかないかで違ってくる。相談自体に意味がある。誰かが話すということ自体に非常に大きな意味があるというふうに思っていました。

まったく会ったことのない人でしたが、すぐに下関の警察署に面会に行きました。たぶん着の身着のままだろうと思い幾らか着替えとかお金を持って行ったと思います。でも取調中ということで会えませんでした。その後、国選弁護士とお会いすることができまして、弁護士の先生とも調整しながら、事件から2週間以上たった1月30日に拘置所で初めて本人と面会しました。

事前に話を聞いたところでは、この方はいままで前科11犯。最初の事件が22歳の放火で74歳になるまでの52年間の服役期間は何と44年間にわたるといいます。そんなことを弁護士から事前に聞いていたので、どんな人が出てくるだろうかと考えていました。一人面会室に入って彼が現れるのを待っていました。すると、そこにひもでつながれて出てきた方は小柄でおとなしそうなひとりの老人でありました。

前の事件で福岡刑務所に入り、出所して8日目の犯行でした。どんな理由があったとしても当然放火はいけません。罪を犯したこと、放火をして大きな損害を出したことについては、当然裁かれなければならない、私もそのように思っております。けれども、この事件が問い掛けられているものは、果たしてそう単純なのか。当初からそのことを考えていました。刑務所に戻るために火を付けた。非常に身勝手な犯行です。

刑罰を科して、「そんなことをしてはいけない」というふうに言うのは当たり前でしょう。でも、ご本人は一度も僕に尋ねられてはいませんが、もしFさんが「では、あの日、あの夜、私はどうすべきだったんでしょうか」とおっしゃたら、私はどう応えることができるだろうか。私たちの社会はこの問いにどう答え得るだろうか。それは非常に大きく重要な問いだと思います。

## 【Fさんの生活史】

Fさんのことについて紹介したいと思うのですが、Fさんは1931年京都府北桑田郡というところで生まれました。5人兄弟の長男として誕生しています。両親は既に他界され、30年以前に兄弟からも縁が切られています。しかし、ここ最近になりまして、今年の夏に訪ねていったときに、実は兄弟と連絡が取れたことが分かりました。そんなことがいま起こり始めているところです。ただ、事件当時は、ある意味、度重なる犯罪のなかで、縁者は全部Fさんの元を離れて絶縁状態になっていました。

犯罪歴は、今回の事件を含めると11回。全て懲役実刑です。家族による身元引き受けは1度もありません。11回全てが満期出所で、今回もたぶん満期出所だろうということでもあります。22歳のときに初めて罪を犯しました。それは隣家に放火し全焼させたことから始まります。隣家へのご迷惑を掛けたということで、実家の方は自宅を処分して賠償をするということにもなってその後家族が離散してしまっただけです。

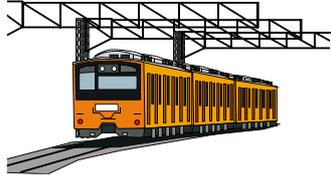
裁判のなかで心神耗弱が認められたのは過去10回の裁判中6回。医療刑務所や、出所後に精神科の病院にそのまま入院したことが2回。裁判のなかでは繰り返し、彼に精神的、もしくは知的な問題がある、課題があるということは指摘されていましたが、いまだに療育手帳は取得できていません。裁判上何度も療育判定と同じ結果を得ていますが、それは裁くための判定であり、障がいを抱えたFさんが生きるための判定にはなっていません。法務上の問題と厚生上の問題が縦割りになっていたわけです。44年間刑務所に入っていたなかで、面会に誰かが来たことは一度もないとのこと。満期出所のときに迎えがあったことも一度もなかったとおっしゃっています。

## 【事件までのFさんの足取り】

Fさんは、2005年12月30日に、4年6カ月の刑期を終えて満期出所で福岡刑務所を出所。所用金20万円を持っていましたが、出所後4日間ではほとんど全てを使い果たしました。

出所後の彼が行ったルートを知ると、実は今回の事件までに、公的な機関と接触している場面が何度もあります。大まかに言いますと、刑務所から出て、まず博多駅に行って、博多駅から小倉に向かう。小倉のビジネスホテルやサウナを転々としながら、パチンコ等でお金を使ってしまう。そして、1月3日の時点で友人を訪ねて、再び北九州から福岡方面に向かって歩き始める。しかし、友人のところに向かったけど、所在が分からずに迷っているところを警察官に保護されている。警察官は、カップラーメンなどを提供していますが、それ以上の手立てはなく、その後再び小倉に向かって歩き始めます。今度は途中で具合が悪くなって倒れてしまって、通行人が救急車を呼び、病院搬送されて

います。そのとき対応したのが福津市の福祉事務所でありました。なぜかこのとき入院等にはならず、今回もそのまま何の手続きも取られずに、近隣町である水巻町までの電車の切符を福津市が渡しています。1月4日に水巻から北九州市戸畑区へ徒歩で移動。1月5日には戸畑の区役所に行き相談をしておりますがここでも何らの手立ても取られません。その後近くのスーパーで万引きをして捕まりまして、戸畑警察署に連行。しかし逮捕はされず戸畑から車で20分ほどの日豊線の南小倉駅というところに連れていって、降ろされています。その日、さらに小倉まで戻ってきて野宿となる。いよいよ犯行の当日ですが、1月6日彼は午前中にスーパーに行きまして、食料品を万引きし、自ら店員に「私は万引きをしました」と申し出て小倉北警察署へと連行されます。警察は彼を小倉北福祉事務所につなぎます。しかし、前述の通りの対応で下関駅までの切符を渡された。



数えると、1月3日から1月6日の事件の日までの間に、公的機関と最低6回は接触しています。彼に対する対処をどこの公的部署もしておりません。これは、それぞれの部署の担当者がよかったか、悪かったかという単純な話ではなくて、そういう仕組みがないんだと思います。そこが問題です。これが事件までの足取りでありまして、警察、役所、保護課、病院等々に彼は何度も接触しているんですが、結局どこも対応をすることはありませんでした。

そして、小倉福祉事務所を出てから9時間後、下関駅は炎に包まれることになりました。その1時間前に、下関駅で野宿しようとしていたFさんに、鉄道警察隊から駅構内から出るように求められました。寒かった。この日は風も結構吹いていました。しかし、退去を求められた後、やはりもう刑務所に戻るしかない、火の付いた紙をごみ箱の中に入れて、そこから出火をして、駅が全焼するということになりました。

## 【なぜ放火をしたのか】

拘置所に初めに訪ねたときのことは忘れられません。面会時間は15分ぐらいです。事件のことに踏み込むとすぐに終わってしまうので、私は、事件のことにはなるべく触れないように、いろんなことを聞きました。

私が疑問だったのは、刑務所に戻りたかったんだしたら、べつに放火じゃなくてもいい。つまり、他の方法もあったのになぜ放火なのかということです。これまでの経験から放火すると長く刑務所に入れるということも分かっていたと思いますが、それにしても何で最初の犯罪からすべて放火なんだということを疑問に思っていました。大変不謹慎な発言ですが、極端な話し泥棒でもよかったんじゃないか、という疑問です。

そうすると、彼は「実は」と言って、ガラス越しに自分の服をまくり上げて、おなかを見せられたんですね。おなか一面にやけどの痕が広がっていました。「いったい、どうしたんですか」と言いましたら、京都に住んでいた小学校のころに、父親から畑の草抜きをしろと言われた日があったが隣の子と遊んでしまいやらなかった。夜中ごろに、一杯飲

んだ父親が帰ってきて、たたき起こされて、「おまえは言っていたことをやっていないじゃないか」ということで怒られた。そのときに、風呂のたき口に連れていかれて、父親からたき口のところに残っていた火のついた炭をおなかに押しつけられ折檻された。結果彼は大やけどを負ったのです。

そのとき彼は私に「あれ以来私は、父と火を恨むようになりました」と言いました。私はもう非常に衝撃を受けまして、「そんなことが子どものころにあったんですか、それはあなたの人生に、また心に大きな傷を残したんでしょうね。それは大変でしょう」と言いつつも「それでもFさん、放火はいかんですよ。あなたは実際そんなことをやられて嫌だったんでしょう。だったら、人の家とかに火を付けるのは駄目なんですよ」と話しはしましたが私は暗たんたる思いになりました。

私は、ホームレス支援の現場で必ず支援する際に尋ねる二つのことがあります。一つは、「あなたの人生で一番つらかった日はいつですか」です。これは、これから支援をしていくなかで、その日は繰り返さない、つまり支援の最低ラインを決めるわけです。それでFさんにも「あなたの人生で一番つらかった日はいつですか」とお尋ねすると、彼はすかさず「刑務所を出所したときに誰も迎えに来なかった日。それが一番嫌だった」というふうに言われました。私は、「だったらもう網走に行こうが、どこへ行こうが、僕が絶対行きますから、必ず今度は、出所のときに私が待っていますから大丈夫ですよ」と答えました。以来、彼とはずっと手紙のやりとりをしています。知的障がいもあり、あまりきちとした文章は書けませんが、手紙のなかには「今度は奥田さんが迎えに来てくれる。そのことを僕は楽しみに待っています」ということを必ず書いてくる。必ず迎えに行くよと言ったことが、よほどうれしかったのでしょうね。迎えに行くだけの話だから、大したことじゃないけれども、それが彼にとっては非常に大きな、いままでの人生になかった場面になるというふうに感じたみたいでした。

もう一つは、「あなたの人生で、一番よかった日々はいつですか」です。いまから振り返ってみたら、ああ、あのころ一番よかったなと言える日はいつですかと言うことです。すると、彼は「ううん」と考え込んで、最後何とおっしゃったかと言うと、「そうだなあ、やはりお父さんと暮らしていたころが一番よかったなあ」と言ったんです。僕はびっくりして「いや、でも、あなたのおなかに炭火を押しつけてやけどさせたお父さんでしょう。それ以来あなたは父と火を恨むようになったと、いま言ったじゃないですか。ひょっとしたら、あなたが10回以上こうやって放火を繰り返しているのも、あの日の出来事、すなわちお父さんが原因でこういうことになってしまったんじゃないですか。人生の44年間も刑務所に入らなければいけないようになってしまった。そのお父さんと一緒にいたときですか」と言ったら、彼は、「ううん、それでも僕は20歳以降独りぼっちだ。やはり、あの家でおやじと一緒に暮らしていた、あのころが自分が一番よかったんだ」と話されました。

難しいですね。「絆」とか、いま、ものすごくはよりの言葉になっていすけれども、「絆」とは何なのでしょうね。われわれからすれば温かいものの、包み込んでくれる愛情あふれる場所が絆の場所だと思いますが、この人にとっては、それがたとえ自分に危害を及ぼす親父でもひとりじゃない状態。「独りぼっち刑務所を出た、あれに比べたら、あの親父

と一緒に暮らしていた時代が自分にとって最高の日々だったとおっしゃるのです。私は非常に大きな衝撃を受けました。

この人が抱えている問題をどう解決するかということが、困窮者支援とか、こういう刑余者支援にとって非常に大きな問題ですが、実はそれ以前に、対処とか処遇がうまく行こうが行くまいが、「一緒にいる」ということ自体がまず大切なのです。一緒に居続けないと何も成立しない。これははっきりしています。お父さんとの難しい関係においても「独りは嫌だ」という叫びがそこにはあったと思います。

## 【裁判】

2006年1月27日に山口地裁に起訴されまして、裁判が始まりました。裁判の争点になったのは当然、精神状態、責任能力、そして、罪を全焼させる意図があったかどうかでありました。刑事裁判ですから、犯罪そのものに対する分析、責任ということを当然メインに進みます。しかし、一方で、そのときの社会や現実の社会の仕組みを検証するということは行われなかった。私のなかでは、これで本当にいいのかなと思わされた裁判の日々でありました。

2008年3月12日、この日は求刑の日でありまして、私は裁判には全部出ていましたが、この日だけ息子の卒業式の関係で行けませんでした。その日、よく一緒に裁判所で出会っていた新聞記者から電話があり「奥田さん、今日の裁判、来たらよかったのに」と彼は言うのです。他の記者と一緒に非常に感動したんだというのです。何かと言うと、検察からの論告と弁護士からの最終弁論の後に、本人が意見を言う場面があったらしいです。「それまで刑務所に戻りたかったと2年間言い続けていたFさんが、最後の場面で「私は社会に戻りたい」と言い出したというんです。「北九州の八幡に奥田という人がいて、その人が家に引き取ってくれると言っているから、そこに帰りたい」と語られたそうです。私は同居までは言うてはいませんがいつの間にか彼のなかではそうなっていました。でも、あれだけ「刑務所に帰りたい。刑務所に行きたい」と言っていた人が、「社会に戻りたい」と言ったのは初めての場面だった。「奥田さん、今日こそ来て聞いたらよかったのに」というので私も非常に感激しました。

検察官は懲役18年を求めています。弁護士からは、長ければ18年丸々出ます。よくても15年と言われました。そのとき、もう既に76歳になっていましたから、懲役18年というのは、生きて刑務所を出てくることはできない。これは大変なことになると思って、だいぶ心配しておりました。

そして、3月26日に判決が出ます。評判では厳しい裁判長だ聞いていました。「有罪」。当然ですね、有罪。そして刑期は、懲役10年に処する。しかも、未決勾留期間を600日認めると付け加えたのです。実質8年です。犯行に使用したライターは没収しますというので判決が終わりました。



私は、弁護士に「ありがとうございます。これだったら生きて会えるかもしれない。84歳まで何とか生きてもらおう」という話をしていたら、弁護士さんから「いや、実は困ったことになりましたよ」と。「広島高裁に必ず行くことになりますから。また1からになります」とのことでした。裁判の世界は何も知りませんでした。18年求刑に判決が実質8年ということは、判決が求刑の半分以下になっているので、これ自体が控訴理由になるとのことでした。けれども、この人を18年とか15年間刑務所にとどめても何の意味もないと私は思いました。この人が社会的な責任を果たすには、このような人生を生きてきた人がもう一度社会に戻ることができるということを自ら示すしかない。生きて出所して社会の責任を負うこと、それこそが責任を果たすことになるはずだと思っていました。

もうこちら必死です。怖いもの知らずもいいところ。嘆願書を書き、知り合いの新聞社やテレビ局まで全部引き連れて検察庁まで行きまして、検察庁の玄関で「嘆願書」と読み上げました。そして、これ以上この人を裁いても意味がない。もう更生させる方がいい。私たちは責任を取るから、一緒に生きていくから、何とかしてくれと言って嘆願書を渡しました。

控訴期間最終日の午後5時過ぎ、先の新聞記者から電話がかかってきて「いま検察庁に電話を入れたら、控訴は断念することで決まりました」と伝えられました。検察が最終的にどのように判断をされたのか私は知りません。でも、8年なら何とか可能性はあるかなというふうには思っております。

判決の後、急いで私はFさんに会いに拘置所に行きました。たぶんここから先はどこかの刑務所なりに移送されるでしょうから、当分会えなくなると思い彼を訪ねたわけです。「Fさん、8年ですよ、8年。生きなさいよ。生きて出てきなさいよ。あなたにとって、いま果たせる責任は生き抜くことだ。生きて社会に戻ることがあなたの責任なんだから、健康に留意して、必ず生きてくださいよ」と言ったら、2年間、障がいも手伝わってか、非常にポーカークフェースな人だったけど、この日私の前で初めて号泣したんですね。「うわあ」と声を上げて初めて泣いたんです。面会時間も終わりに近づいていたので、何か欲しいものはありますかと聞くと、彼は「ひくひく」しながら「鳩サブレが食べたい」と言っていました。鳩サブレを3本買って差し入れて、その日は別れました。



2年間の裁判では、個人の責任を徹底的に議論されていた。けれど、私のなかにはもう一つの問い、この社会そのものを問う問いというのは裁判にはありませんでした。では、そのところは、いったいどうなるんだろうか。

もし、この社会自体のゆがみがさまざまな問題を産み出しているとしたら、困窮者支援において、対個人だけで終始してしまうと、ゆがんだ社会を補完していくことにすぎないのではないかと心配です。結局、ゆがんだ社会の問題を引き受けて、何となくカバーする。そのような支援は、社会自体を変える力にならない。どんどん社会から落ちてくる人たちが

出てくる。この社会そのものを問題にし、変革していく。困窮者支援においても刑余者支援にしても当然、対個人に対するとともに、対社会というものとどう取り組むか。私は、この下関放火事件の後に定着支援センターがスタートしたのは、ある意味、対社会の一步が踏み出されたというふうに感じております。

これが下関放火事件です。皆さん、確かに私は支援者なので、支援者の立場でものを見ていますから、実際に火を付けられた側から見たら、そんな悠長なことは言っていられないよという意見も当然あると思います。でも事実は事実です。

「刑務所に戻りたかった」という74歳の知的障がいを持つ老人。あの日のFさんの選択は、放火の他に何があったのか。彼にとっての選択はそれしかなかった。刑務所に戻るための手段を選んでいただけた。私たちの社会は2006年からもう6年経ちましたけれども、この6年間で、「あのとき彼は本来こうすべきだったんだ」という選択肢をいくつ増やすことができたかというのが、私にとって大きな宿題となっております。

## 【野宿者・ホームレスの方への伴走型支援】

さて、伴走型支援ということはどう考えてきたか、どう実行していくかについて、この後少しお話をしたいと思います。

北九州のホームレス支援機構の使命は三つです。『一人の路上者も出さない』、『一人でも多く、一日でも早く路上からの脱出を』、三つ目が、『ホームレスを産まない社会を創造する』です。この三つのミッションを掲げてやってきました。

私は更生保護においても、貧困、困窮問題においても、対人援助は二方面戦略だと考えています。二つの方向で闘いを演じている。まず、一方は前の二つのミッション(使命)です。これらは対個人の戦略です。困窮状態にいる個人に対してどういうアプローチを図りケアができるか。我々は真剣に考えてきました。でも同時に、三つ目のミッション、『ホームレスを産まない社会を創造する』という対社会の戦略をきちっと持たないといけない。困窮状態にある個人にいくら個別支援をして手厚くしたとしても、根本的な問題解決にはならないのです。

私はこういう講演とかに呼ばれると時々「ホームレス状態の人を社会復帰させる、社会復帰を応援している団体の代表」というふうに紹介されます。しかし、ちょっと皮肉っぽく逆に尋ねます。復帰したいような社会ですか。現にFさんは刑務所に戻りたかった、そんな社会です。社会ではなくて刑務所に戻りたかった。社会自体がホームレスや犯罪者を産み出しているとしたら、社会そのものが問わなければならないのではないのでしょうか。

対社会というときに、困窮とか犯罪の問題、あるいは生活保護等の問題においてもそうですけれど、個人の問題、あるいは自己責任ということを含め、自決とホームレスが97年から98年にかけて急増し、それ以降ずっと急増し続けています。

困窮にしても犯罪にしても、多くの人は個人の問題だと言いたいのですけれども、やはり経済や社会の問題が相当大きな問題になっていきます。だから、対個人に対するケアというものをどう確立するかとともに、対社会に対してどうものを書いていくかという、両立の仕組みをつくらないと改善はなかなかできないと考えています。

そこで私たちは、野宿状態である方、Fさんも含めてですけれども、生活困窮者が何を困っていらっしゃるかということの見立てが一番大事なことだと考えています。例えば、野宿の人で言うと、住居がない、家族がない、食べ物がない、心配してくれる人がいない。こういうさまざまな困窮条件、要件を持っていますが、私たちは大きく分けて二つの見立てというのを持ちました。これが私は更生保護の上でも大事だと思っているので、今日言っているわけです。

一つ目は、「ハウスレス」というふうに置きました。すなわちハウス、実際に住む家。「家に象徴される、さまざまな物理的、経済的困窮に置かれているということが大きな問題だ」ということです。出所後の就職をどうするかが非常に大きい問題だということですが、まさに、そういう経済的な問題をどうするか。これを「ハウスレス問題」というふうに名付けました。

だから、炊き出しから始まって、アパートの設定、就職支援、家財の確保、保証人問題、様々な支援をします。入居後訪ねていく。隔世の感があります。段ボールハウスに住んでいた人が、アパートに入って、お風呂に入って、真っ黒だったおじさんが、きれいになる。「おじさん、よかったね」という話をします。しかし、彼が部屋の中でぼつんと座っておられる姿を見ると、その姿が駅の通路でぼつんと座っていた日の姿にかぶって見える瞬間がある。何が解決できて、何が解決できていない

のかということが問われました。すなわち、ハウスという物理的、経済的問題がクリアできても、「ぼつんと独りぼっち」ということがクリアされていない。

路上のときは、最後は畳の上で死にたいということをよくおっしゃいます。それはそうだろうと思いますよね。私たちも24年間の活動で、路上で亡くなった人を何人も見てきましたから、路上で人が死ぬというのはどれだけ悲惨な状況かを知っています。

アパートに入って、再就職して仕事を始めた。「では、これでもう安心ですね」といったら、そうではないんですね。次、何とおっしゃるかと言うと、「俺の最後は誰が看取ってくれるだろうか」という話になってくる。もう一つ欠けていた問題、それが「ホームレス」問題です。

ホームレスというのは、一般的には野宿者のことを指しますが、われわれはそうは取っていません。どちらかと言うと、野宿者に近い言葉は「ハウスレス」です。もう一つの問題は、ホームと呼べるものがない。「関係の困窮」ですね。ここをどう埋めるかが非常に大事であり、ハウスレスとホームレスという二つの困窮に同時的に取り組むのが課題です。

現在国は、生活支援戦略という新しい生活困窮者支援の仕組みを作ろうとしています。私も厚生労働省のこの問題を担当する社会保障審議会のメンバーです。ここで議論されている困窮の概念は「困窮孤立」ということです。経済的困窮と同時に孤立しているという「関係の困窮」を同時にカバーするような支援の方策というものが必要であると、今日国も認めているところです。

更生保護においてもそうだと思います。出所してからの実際住むところをどうするか、仕事をどう紹介するか、前歴、前科というものの調整をどうするか。これも相当大きな問題ですが、一方で孤立していくことへの支援があるか。「困窮かつ孤立」という問題が非常に大きな問題になります。

ですので、支援の両輪ということになると、経済的困窮、ハウスレスに関しては、「この人には何が必要か」ということがまず問題になります。仕事が必要、就職するには携帯電話が必要、家が必要などなど、いろいろあります。何を措置するか、何を処遇をするかということです。まず、それを考えていく。

しかし、これまでの福祉の分野とか、困窮者支援の分野においては、何が必要かという処遇の支援で終わっていました。でも、同時に、ホームレスの支援に関しては、「誰が必要か」という問いが非常に大事でした。彼の1個1個の困窮要件というものを解消していくと同時に、常に誰が横にいるかということです。

何が必要かということと、誰が必要か。この両立での問いに答えられる支援システムというのが、非常にこれからは大事になります。

困窮者支援のテーマは、困窮、かつ、孤立である。ですから支援の目指すべきものは、「参加と自立」ということになります。これは順番が大事です。日本は往々にして「就職したら

社会参加しています」というふうにおソライズしてきました。そうではなくて、まず「社会参加ができるかどうかのなかで就職できるか」ということが問われていくべきです。「まず参加だ」と思います。

特に刑余者は社会排除の標的にされてきました。ホームレスもそうですが、社会排除の標的にされてきた人たちが就職することによって社会参加できますよと言っていたら、なかなか社会参加できない。そうではなくて、まず参加。まず社会に参加するチャンス。それは、ペイドワークであろうが、アンペイドワークであろうが、ボランティアであろうが、何であろうが、社会参加のチャンスをどうつくるか。そのなかから就労ということが出てくる。だから「参加と自立」だと言いたいわけです。

例えば多重債務の問題は、ホームレスからの自立にとって大問題です。だいたい6割程度の方が多重債務者でした。就労支援とか自立支援をするときに、多重債務を抱えたままではすぐに借金取りが来てしまう。そこで、地元の法律家に頼んで、ホームレス支援法律家の会というのをつくりまして、その人たちがいまでも相談に当たってくれています。ただ、私は当初、こういう法律家の会ができたとして、問題はそう解決しないと思っていました。というのは、野宿にまでなっている人だから、もうとつくに破産や免責はやっていて、その上でまた多重債務になっていると想定したわけです。しかし、ふたを開いたら、解決困難ケースはゼロ件。弁護士の先生に「どういうふうに対応したんですか」と尋ねると「いや、ほとんどが時効の援用でした」と言うのです。多重債務というのは、債務の承認から5年で時効です。

多重債務で自死に追い込まれるというケースが、いまでもあるというふう聞いています。でも、多重債務には人を殺すような力はありません。弁護士の先生、法テラス、さまざまところが今は助けてくれますから、死ぬほどのことではない。何とか解決していけるものです。

にもかかわらず、なぜ多重債務のなかで人が死んでいくのか。問題の本質は「無知と無縁」にあります。知るべきことを知らない、誰も助けてくれないという、「無知と無縁」が人を殺している。関係が非常に脆弱だと思います。相談窓口までたどり着いた人は何とかなるかもしれないけれども、基本的には、この「無知と無縁」がわれわれを支配しているということです。

これまでの戦後の社会保障制度を考えると、私は、二つの困窮概念によって、社会保障制度等は形づくられてきたと考えています。





一つは、経済的困窮。経済的困窮に陥ったときに、どういう制度をつくっておいたらいいかということで、ハローワークをつくり、年金制度をつくり、最後のセーフティーネットとしての生活保護をつくった。これが経済的困窮に対してどう手を打つかということでありました。もう一つは、身体的困窮ですね。体の自由が利かなくなったとき。身体的な困窮に陥ったときにどうするか。そのときに、健康保険制度をつくり、さまざまな福祉、障がい福祉、高齢福祉、昨今では介護保険制度というのをつくった。

こういうさまざまな制度がうまく使えてきた背景には何があったかと言うと、これまでは困窮者の横には誰かがいた。その誰かが困窮状態に陥った人を、こういう制度に結びつけてくれたわけです。

しかし、Fさんにしてもそうですけど、そういう人がいなかった人はどうするのか。そうすると、いくら制度をつくっても、そこにうまく結びつかないという時代が始まった。

第3の困窮というのは何か。それは、関係的困窮です。新しい社会保障制度の設計をするならば、困窮者支援をするにしても、最低この三つの困窮に対して、どう手を打つかということを入れて困窮者支援に臨むべきです。上の二つだけで考えておくと、非常に対症療法的になってしまい、うまくいかないということになります。

それはなぜかと言うと、それまでは地縁、血縁、社縁という、三つの縁といわれたものが周りを囲んでいた。けれど、地縁が脆弱になり、血縁が脆弱になり、社縁というのも終身雇用制が崩れていくなかで非常に薄くなっていった。そんななかで、第3の困窮、関係的困窮というのが始まった。

ですから、われわれの困窮者支援とか、刑余者支援ということでしょうと、まさに、それは第4の縁という枠になります。赤の他人の縁といましようか。地縁でもない、血縁でもない、社縁でもない。その第4の縁の部分がどう働いていくかということが非常にメインになります。

しかし、これは、第1、第2、第3である地縁、血縁、社縁が完全に崩壊したということを意味しません。例えばフォーマルであろうが、インフォーマルであろうが、第4の縁をつくって、そこで一切を対応しましょうというふうに言っているわけではありません。

困窮者支援を担う人たちは、第4の縁として登場します。第4の縁というこの困窮者支援の人たちが何をするかと言うと、1、2、3がなくなっ

たから、新たに全部引き受けましょうというようなことをするのではなくて、コーディネーターとして、脆弱になったけれども、まだ社会のなかにある、さまざまな縁や社会資源というものを結び付け、困窮者に対して個別的かつ包括的に伴走する。社会資源を結び合わせていく、コーディネートしていく、それが第4の縁です。これをどうつくっていくかというのが非常に大事なことになります。

伴走型支援ということを数年前から北九州では考えていまして、それがいま国の施策にも乗って、いよいよ生活支援戦略のなかでは伴走型支援という言葉がもうストレートに出てきました。

伴走型支援ということ考えたときのイメージ、どこからそれをつくってきたかと言うと、私は家庭モデルというのを想定しました。そもそも家庭や家族というものはどういう役割を果たしてきたのか。家庭崩壊が非常に大きな問題になったと考えたわけですね。

では、家庭とは何だったのか。単純に言ったら三つの働きを持っていたと思います。第1は、家庭内のサービスを提供です。食べる、寝る、着る、病気になったら見舞う看護する。教育もそうですね。家庭内のサービス提供をしてきた。受け皿的機能ですね。家庭が受け皿として引き受けていた。

第2の役割は何かと言うと、記憶です。これは結構大きいんですね。記憶というのは、ずっと一緒に暮らしていますから、べつに記録を取っていたわけではないけれども、家庭は記憶の装置になっているわけですね。記憶の装置というのは、実は思い出とか出来事の記憶というだけじゃなくて、現在起こってきた出来事に対して対処するための一つの判断材料を家庭は記憶として持っている。

三つ目としては、家庭内サービスでは収まらない分野に関しては、家庭外のサービスへのコーディネートで対応する。例えば病気になったら病院につなぐ。つないで、病気が終わったら戻すという、つなぎ戻しという働きを家庭は持っていた。

しかし、これが崩れた。家庭が崩壊した。受け皿的サービス提供事業、家庭のなかでのサービス提供はいま、さまざまな市場に移ろうとしている。例えば介護保険制度はまさにそうです。家庭内労働だったのが、外出しのサービス提供事業に代わろうとしている。

しかし、2番目の記憶の部分と、3番目の伴走的コーディネートの機能は欠落したままです。この部分をカバーするような困窮者支援の制度をつくらなければならないというふう考えたのが、伴走型支援です。

実際、記憶の部分はデータベース化して、記録としてどう残していくか。記録がきちっと残ることによってチームでケアしていくことができます。個人の記憶に頼るのではなくて、記録というものをきちっとつくることによって、チームでその人をどう支援していくかということができる。もしくは、データが正確に残ることによって、段階的で発展的なケアのプランの作成が可能になります。この人をどういうふうにかわしていくかというプランニングができるようになってきた。ホームレス支援の現場で

は、もう既にこういうことを始めています。

ですので、困窮者支援の三つの要素。一つはデータベース、一つはデータベースを基本としたようなサポートプラン。一つはそれを実行していくパーソナルサポートパーソン、すなわち伴走型支援員です。こういうものを組織化して、継続的につくっていく必要があるんじゃないかと考えています。

伴走型支援に二つの柱があります。一つは処遇の支援です。実際この人が困ってらっしゃる困窮の現状に対してどう手を打つか。例えば、病気の人だったら病院に連れて行くとかということですよ。仕事がない人だったら仕事を紹介するとか、多重債務の人だったら法律家につなぐ。でも、これだけだったら駄目なんです。もう一つの支援は何かと言うと「存在の支援」です。

Fさんの話で、あの1月3日に会ってあれば、あんなにいなかったかもしれないと考えているのは、存在の支援に重きを置いているからです。1月3日に「すみません、僕は行くところがないんです。お金もないんです」と言われて、「では、分かりました。お金は貸しましょう。アパートは今日入ってください」とは言えません。いまから思ってもできなかった。

では、処遇の支援、対処の支援ができないからといって、一切支援をしないのかと言ったら、そうではない。もう一つ、いまの伴走型支援の目玉であるところは何かと言うと、すぐさま問題解決はできなかったとしても、その人の横に存在として居続けている。あなたのことを見ていますよ。あなたの声は聞いていますという宣言です。その存在そのものが実は支援になっていく。いまはそういう時代を迎えているわけですね。

われわれはあまりにも長く処遇の支援にかけてきました。問題解決型の相談事業をやってきた。だから、ワンストップサービスで受けて、「はい、これにはこれ、これには、これ」と言って打ち返していったわけですね。でも、それがうまくいけばいいんだけど、例えばホームレス支援で言うと、就職した後に、だいたい1年以内に離職、退職の問題を抱える人は50%を占めます。これから先はどう考えても、就労においても、居住においても、特に就労は不安定就労です。就職したから、処遇ができたから、成功したから一丁上がり、さようならとやっていると、半年後、1年後には、もう同じ状態に戻っている可能性が非常に高い。そういう時代のなかにおける伴走支援、困窮者支援を考えないといけないわけですから、そうすると、単に単発的な支援、つまり点の支援ですね。点を打っていくような支援だけじゃなくて、包摂するような線、面の支援へとつながるのです。

私は存在としてあなたのことを見ていますよということ。あなたのことを心配していますよ。もっと言うならば、三日後にどこどこで会いましょう。そのときに2回目の相談をしましょう。1週間後にどこどこで会いましょう。それまでテレホンカードを渡しますから、毎晩夜9時になったらここに電話してください。何の相談じゃなくてもいいですよ。単に、「僕は生きています。今日も生きています」だけでもいいから、電話しておいでなさいと、ホームレス支援の現場で、ずっと20年それをやってきました。存在の支援というのが、いかに大事かを私はやはり痛感しているわけがあります。

関係がどんどん途切れていく時代のなかを生きている困窮者たち。

つまり、単なる経済的困窮だけじゃなくて、孤立という問題を含んでいる。しかも、経済的困窮と孤立は、当然因果関係があるわけです。経済的に困窮すればするほど社会排除、もしくは社会的なチャンスからは遠のいていきます。

縁が何で切れてきたかという背景には、やはり経済的困窮というものがある。不安定就労がある。これを何とかしなければいかにかわけますよ。それはそうです。昔から日本は、金の切れ目が縁の切れ目と言ってきました。だから、金の問題、経済の問題をちゃんとクリアしないと、縁だのへったくれだの言ってもやはり駄目なんです。そこはちゃんとしなければなりません。だから、新しい就労支援の仕組みをつくらなければならないし、社会的就労もやらないといけません。

でも、最後に私が言いたいのは、金の切れ目が縁の切れ目は事実だし、最優先課題だと思いますが、一方で、逆もまた真なりなのです。縁の切れ目が金の切れ目になりますよという話です。

ホームレス支援をやっている、あなた、何で野宿者になったんですかと聞いたときに、みんながだいたい答えるのは、仕事なくなったということです。けれど、案外少なくない答えは、離婚したとか、子どもと別れたとか、中には、母親が死んだというのを理由に挙げている人もいた。

縁の切れ目が金の切れ目ということもあるんですよ。就労支援は大事ですけど、人は何のために生きるのか。人は何のために働くのかという、その理由を与えてくれる、モチベーションを与えてくれるのは、存在、人なんです。処遇だけで勝負しようと思っても、そんな道徳観はもう通用しません。

ある講演会で私が話していたら、「はい」と手が挙がって、「公園で野宿しているやつを見ていると、だいたい働けそうな年齢なのに昼間から寝ている。あいつらは何だ。だいたいあんなやつを応援しているから甘えて働かないんじゃないか」みたいな話をされました。逆に私がその人に「あなたは働いていますか」と尋ねるとその人は胸を張って「私は働いている。このごろはボーナスもカットされたし、残業手当も付かない」なんて、聞いていないのに答えられました。私が、「ボーナスも付かない、残業手当も付かないような会社で何で無理して働いているんですか」と聞いたら、すかさずその人は、「家族がいるからだ」と答えたんですよ。僕は思わず「そうだ!」思いました。

そうでしょう、苦しいときも家族がいると頑張れる。だけど、あの人たちは独りぼっちです。働けるかどうかの問題じゃなくて、何のために働くかということが見えなくなっている。働く意味を与えてくれるのは「人」です。誰のために働くか、何が必要かだけじゃなくて、誰のために生きていくのか。ここのところを意味付けられる支援が伴走型支援だと思います。

引き受ける伴走者は、非常に人格的な出会いが大きくなるから、あるときつい思ってしまう。でも、やはり、それを引き受けなければいけない時代に、もう来たんですよ。伴走型支援に私は望みをかけたいというふうに思っております。

ご静聴、ありがとうございました。





# 特別研修講座『矯正・保護課程』

本学では、浄土真宗本願寺派の戦前から今日に至るまでの長い歴史と伝統を持つ宗教教誨を基盤としながら、日本で唯一の刑事政策に特化した教育プログラムとして、法学部を中心に矯正課程（現在の矯正・保護課程）を開設して以来、刑務所・少年院・少年鑑別所などで働く矯正職員を目指す学生や、犯罪や非行をおかしてしまった人たちの社会復帰を手助けする保護観察官等の専門職やボランティアとして活躍したいと希望する人々を養成するための教育を行っています。

## ●開講学舎と開講科目〔2012年度実績〕

開講学舎	開講科目
深草学舎	矯正概論、矯正教育学、矯正社会学、矯正心理学、成人矯正処遇、更生保護概論、保護観察処遇、更生保護制度、犯罪学、被害者学
大宮学舎	成人矯正処遇、更生保護概論、保護観察処遇
瀬田学舎	矯正概論A・B、矯正教育学A・B、矯正社会学A・B、矯正心理学A・B、成人矯正処遇、更生保護概論A・B、保護観察処遇、更生保護制度

※「矯正医学」は不開講

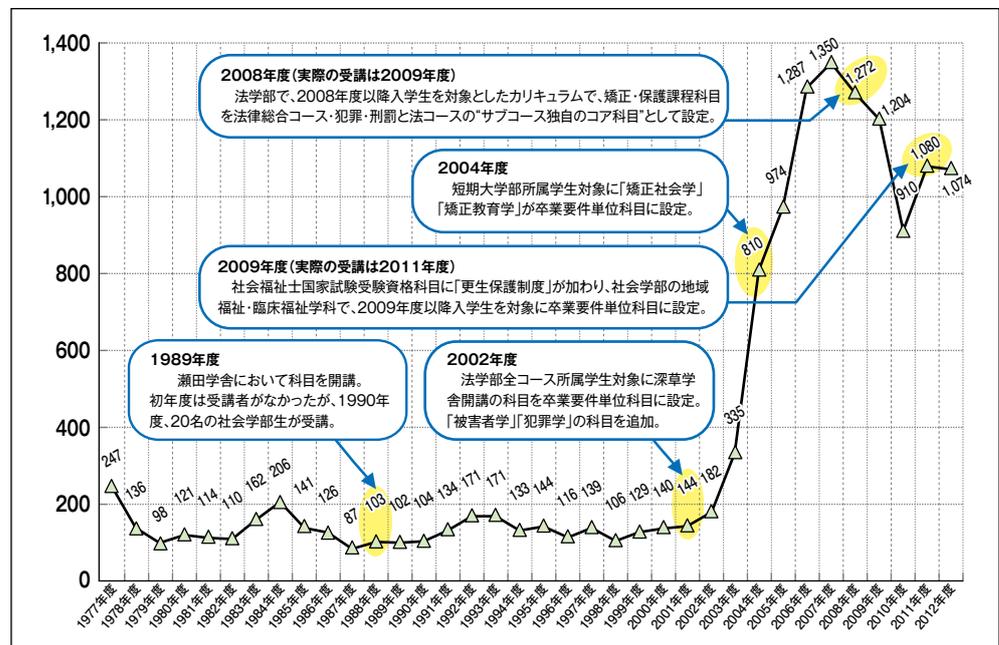
## ●経験豊富な講師陣

講義講師は、矯正管区長、刑務所長、少年院長、少年鑑別所長など矯正関係の退職者や現職の法務教官、地方更生保護委員会委員長や保護観察所長など更生保護関係の退職者や現職の保護観察官です。豊富な実務経験に基づき実践的な講義や演習を提供します。

## ●これまでの受講者数の推移

〔1977～2012年度の実績〕

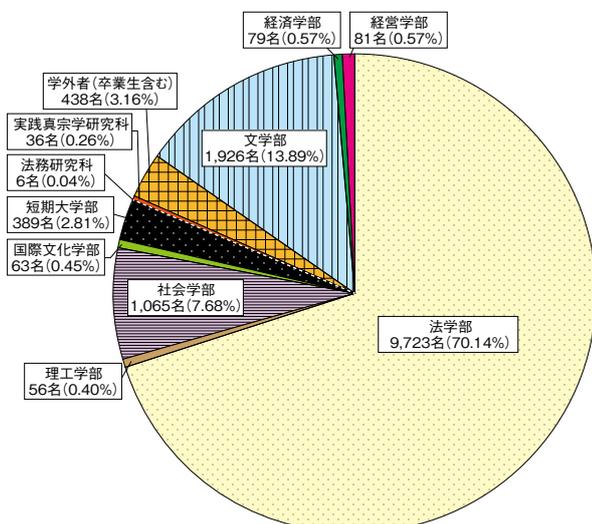
1977年度開設以降、のべ13,862名が受講されました。右のグラフ①は、各年度における受講者数の推移と受講者数の主な変動要因について示しています。



グラフ① 矯正・保護課程受講者数の推移 [全体] (1977年～2012年度) 注：2012年12月末現在の状況

下のグラフは、今年度までの各学舎・研究科の受講者数（のべ人数）の割合を示します。

グラフ② 学舎別受講者数ののべ人数 (1977年～2012年度)



注：2012年12月末現在の状況

## ●受講を希望する方へ

受講対象者は、本学の学生および卒業生の他に、学外者（一般受講生）の受講も認めています（注1）。今年度までの学外者（一般受講者）はのべ438名です。

当講座の受講を希望される方は、矯正・保護総合センター（TEL 075-645-2040）まで、お気軽にお問い合わせください。矯正・保護課程に関する資料の請求は、矯正・保護総合センターHP (<http://rcrc.ryukoku.ac.jp/>) の上部にある「お申し込み」ボタンから申し込むことができます。（注1）「受講希望理由書」を提出し、矯正・保護課程委員会の承認が必要です。



## ●施設参観

矯正・保護課程の受講者を対象に授業で学修した内容を、実際の矯正施設や更生施設の現場を参観することを通じて、生きた知識として定着させるため、毎年8月下旬～9月中旬に、近隣の施設に協力いただき施設参観を実施しています。下表は、2012年度の実績を示します。

参観日時	参観施設	施設の区分等	
8月30日(木)	10:30～12:00	大阪医療刑務所	医療(男女)
	13:00～15:00	大阪刑務所	矯正(成人)
8月31日(金)	13:00～15:00	和歌山刑務所	矯正(成人女子)
9月3日(月)	10:00～11:30	奈良少年刑務所	矯正(26歳未満の青少年男子)
	13:30～15:30	奈良少年院	矯正(少年)
9月4日(火)	14:00～16:00	大阪府立修徳学院	児童自立支援施設
9月6日(木)	10:30～12:00	加古川刑務所	矯正(成人)
	13:30～15:00	播磨社会復帰促進センター	矯正(成人)
9月10日(月)	10:00～12:00	京都少年鑑別所	矯正(少年)
	13:30～15:30	京都医療少年院	医療(少年)
9月11日(火)	10:30～12:00	更生保護法人 西本願寺白光荘	保護(成人女子)
	13:30～16:00	京都刑務所	矯正(成人)
9月13日(木)	10:00～11:30	交野女子学院	矯正(少女)
	13:30～15:00	浪速少年院	矯正(少年)
9月18日(火)	10:00～11:30	更生保護法人 京都保護育成会	保護(成人)
	13:30～15:00	滋賀刑務所	矯正(成人)

## ●受講者の声

### “矯正・保護課程を受講して”(刑務官採用試験合格者)

増村 鮎さん(法学部卒業年次生)

私は2回生の前期から矯正・保護課程科目を集中的に受講しました。学んでいくうちに、刑務官の方が熱心に被收容者の人や非行少年たちの社会復帰に取り組んでいる姿を見たり、被收容者の人が職業訓練や矯正指導を受けているものの、なかなか社会復帰できない現状など、多くのことを知りました。それと同時に刑務官を目指すきっかけにもなりました。

また、施設参観にも行く機会がありましたが、生活用品や環境といった設備はきちんと整えられており、それまで持っていた閉鎖的で暗いイメージが180度変わりました。ひとつ1つの矯正施設に特徴や抱える問題があるので、矯正職員を目指す人はもちろんのこと、それ以外の学生や学外者の方も一度行くことをお勧めします。

末友 淳さん(法学部卒業年次生)

この度私は、2012年度刑務官採用試験に晴れて合格することができました。私がこの試験に合格できたのも、周囲からの支え、また、矯正・保護課程を受講していたことが大きく影響したと思います。私は元々、大学に入り刑務官を目指そうとは全く考えていませんでした。ところが、大学2回生に受講した「犯罪学」(矯正・保護課程科目)を通じて、刑務官という職に興味を持ちました。その後、法学部の刑罰・犯罪コースを選択し、矯正・保護についてより深く学びたいと感じ、矯正・保護課程を受講することにし、「被害者学」や「矯正概論」といった科目を受講していくうちに刑務官という仕事について具体的なイメージをもつことができ、刑務官を目指すことにしました。そして、大学3回生後期、民間企業の就職活動をしながら、刑務官の一次試験対策に取りかかりました。

一次試験はペーパーテストですので、ひたすら過去問にチャレンジするようにして問題になれるようにしました。文系だった私にとっては

それから、刑務官を目指すにあたってですが、筆記試験の比重は非常に高いと思います。何故なら、二次試験の面接試験は1人約10～15分程度なので、他の受験者と差がつきにくく、最後の判断材料は筆記試験になると考えるからです。ですので、管区面接のことまで考えるのでしたら、筆記試験の対策は十分にとっておくべきだと思います。また、私自身過去に二次試験で落ちたので、面接に関しては予備校で模擬面接していただいたり、自己分析を十分にしたりして、特に力を入れました。

最後に、ゼミの浜井浩一先生、アドバイスをくださった池田静先生、池田正興先生、また、矯正・保護課程で教えてくださった数多くの講師の先生方、本当にありがとうございました。教えていただいたことを活かしていけるよう、精進していきたいと思っています。

理数系の問題は苦手、理数系を得意とする友人にアドバイスをもらうなど対策に努めました。よく、試験対策として予備校に通われる方もいますが、独学でも十分対応できると思います。二次試験では、面接と体力テストでした。私は、民間企業の採用面接である程度場馴れすることができましたので、面接にも気負わずに、面接官の方とのやりとりができました。面接の質問内容はごくありふれたもので、その内容よりも会話に矛盾がないかをチェックしているように感じました。体力テストは、腹筋と立ち幅跳びと反復横跳びで、大学4年間音系サークルに所属していた私はこの点がとても不安でしたが、なんとか基準をクリアし、合格することができました。また、試験会場には多くの龍大生が受験していて非常に心強く感じました。

最後になりますが、配属後は、刑務官としてまずは現場での業務を知り、その上で、将来的には、龍大生に刑務官の仕事について教える立場として戻ってきたいと考えています。



## 研修プロジェクト紹介

### 司法情報・教育・研究プロジェクトの取組み

本プロジェクトは、もっぱら法情報研究会の活動を中心にして遂行してきた。この研究会の活動は、さらに三つの小さな研究プロジェクトに分かれている。①法情報データベース、②法情報リサーチ、③法教育である。研究メンバーは、それぞれの小プロジェクトに属しながら、全体研究会活動(年5回開催)に参加し、研究を積み重ねてきた。

プロジェクトの研究は、私学振興財団学術振興資金から研究費助成を得て、実施してきた。本年度は、上記研究費助成の最終年度にあたり、これまでの3年間の活動をひとまず締めくくる年度にあたっている。このようなことから、来る2月16、17日には、アバンティ響都ホールにおいて、公開シンポジウム等の実施(16日開催)や、演劇「カルデモンメの愉快な泥棒たち」の上演(17日開催)をすることになっている。公開シンポジウム等はこれまでの研究活動を総括し、今後の活動を展望するものであり、演劇は法教育の新しい方法を大胆に呈示するものである。また、本年度末には、これまで10年間に及ぶ法情報研究会の活動を振り返った単行本『法情報が、活かされる社会のために—龍谷大学法情報研究会の軌跡』を、日本評論社から公刊する

予定である。

今後のプロジェクト運営において重要なことは、本学客員教授であった故園藤重光氏から寄贈を受けた資料、書籍等の分類整理事業である。この事業は、矯正・保護研究センター時代から、法情報研究会の①法情報データベースのプロジェクトの中核として、現在まで継続しているものである。周知の通り、同氏は昨年6月25日に98歳で逝去された。同氏は、第2次世界大戦前に東京大学法学部助教授になった後、同法学部教授、最高裁判事、宮内庁参与などを歴任するとともに、現行刑事訴訟法の制定に深く関与するなど、日本の法学史、法学研究上に大きな足跡を残されている。同氏は、かねてより資料や書籍等の一切を本学に寄贈される意思を有しておられていた。このような経緯を経て、去る12月半ばに、同氏の全ての関係資料等が本センターに搬入される運びとなった。次年度以降は、園藤重光研究会を発足させ、上記資料等の分類、整理等を行う事業が、本プロジェクトのみならず、本総合センターの中心事業の一つとなる見込みである。



## 講演会・研究会開催案内

### 法情報PJ研究会：記念講演・シンポジウム開催&演劇上演

2010年度から3年間、日本私立学校振興・共催事業団の学術研究振興資金の助成をいただき、「将来裁判員になる小学生・中学生・高校生、大学生、一般市民などに対して、どのような法情報を提供し、どのような法教育を行い、それをどのような媒体によって伝達すべきか」を調査研究してきました。その成果を下記のとおり2日にわたって発表します。

<テーマ> 『すべての市民のための法情報教育をめざして ～裁判員裁判の時代における刑事司法教育～』

【スケジュール】 2月16日(土) 13:00～17:30

記念講演:「法情報データベースについて」 シンポジウム:「法情報リサーチについて」

2月17日(日) 13:30～15:30

演劇上演:「ゆかいなどろぼうたち」

【開催場所】 龍谷大学アバンティ響都ホール(JR京都駅八条東口より徒歩約1分)

入場料無料

### 実証研究PJ研究会：シンポジウム開催

2010年度から3年間にわたり、科学研究費補助金の助成をいただき、犯罪被害調査の開発、住民の犯罪不安や刑事司法(警察や裁判所など)に対する意識について調査研究してきました。とくに、刑事司法に対する信頼については、EUのTrust in Justice調査と提携して共同調査を行いました。その成果を下記のとおり国際シンポジウムにて公表します。

<テーマ> 『信頼される刑事司法とは?—市民と警察・裁判(仮)』

【スケジュール】 3月17日(日) 13:00～17:30

基調講演(1): 講演者 Mike Hough 氏(ロンドン大学パークベック校教授)

(2): 講演者 Lorraine Mazerolle 氏(クイーンズランド大学教授)

シンポジウム: パネリスト 津島昌弘 氏(本学社会学部教授)

パネリスト 佐藤 舞 氏(ロンドン大学パークベック校犯罪政策研究所主任研究員)

パネリスト 浜井浩一 氏(本学法科大学院教授)

コメンテーター 小林良樹 氏(慶応義塾大学教授)

【開催場所】 龍谷大学深草学舎 紫光館4階大講義室(京都市伏見区深草 竹田久保町交差点 南西角)

入場料無料  
事前申込要

【申込方法】 龍谷大学矯正・保護総合センターのホームページ (<http://rcrc.ryukoku.ac.jp>) のお申し込みフォームから申込みください。詳しくは、上記ホームページをご覧ください。



毎年12月に、その年度における国家公務員（法務教官・刑務官・保護観察官）の採用試験に合格した現役学生・卒業生から合格体験談を聞いたり、現職として活躍されている法務教官、刑務官、そして保護観察官の卒業生に現場のお話をさせていただく機会を設けています。

懇親会では、将来この分野へ進路を希望している多くの学生やこの分野に関心のある熱心な学生からの問いかけに対して、採用試験合格者と現職の卒業生、そして、矯正・保護課程講師や矯正・保護総合センター関係の教員に答えていただけます。

今年度、この分野を目指そうとする約60名の学生が、合格者や卒業生のアドバイスに熱心に耳を傾けていました。2012年度の開催内容は、次のとおりです。なお、現職の卒業生のお名前は、都合によりイニシャルにて掲載しています。

## 2012年度開催内容

【開催日程】 2012年12月14日（金）

【開催場所】 懇談会（18:20～） 深草学舎3号館102教室  
懇親会（19:25～） 深草学舎22館地下食堂

【主催】 矯正・保護課程委員会

### プログラム

#### 【懇談会】

##### 1) 委員長挨拶

福島 至 先生

〔矯正・保護課程委員会・委員長／大学院法務研究科・教授〕

##### 2) 出席者紹介

＜本学出身の現職OB＞

法務教官 S.Nさん（少年矯正施設教官／法学部卒業）

T.Rさん（少年鑑別所教官／法学部卒業）

O.Kさん（少年鑑別所教官／法学部卒業）

保護観察官 K.Tさん（保護観察所保護観察官／文学部卒業）

＜2013年度採用試験合格者＞

法務教官 杉山一也 さん（法学部法律学科2009年度卒業）

刑務官 増村 鮎 さん（法学部政治学科在学）

##### 3) 合格者体験談

##### 4) 現職OBからのアドバイス

##### 5) 質疑応答

#### 【懇親会】

#### 採用試験合格者を囲む懇談会

主催：矯正・保護課程委員会



#### 採用試験合格者を囲む懇談会

主催：矯正・保護課程委員会



#### 採用試験合格者を囲む懇談会

主催：矯正・保護課程委員会





本学卒業生の同窓会組織「校友会」には、各学部同窓会や都道府県支部の他に職域支部組織があり、矯正・保護分野では、法務教官や刑務官 など矯正施設職員の卒業生で組織する矯正施設支部「ぎんなん会」、教諭や篤志面接委員の卒業生で組織する矯正教化支部「桐友会」があり、活発な交流活動がなされています。

この企画は、これら組織でご活躍の卒業生のみなさんに近況や、将来この分野をめざす在学生に向けたメッセージをいただくものです。初回は、各会長から、組織の取り組まれている活動内容についてご紹介いただきます。

## 校友会矯正施設支部「ぎんなん会」会長に聞く

ぎんなん会 会長 畠山 晃朗 氏

### 「ぎんなん会」について

#### 1 はじめに

「ぎんなん会」は、龍谷大学出身の矯正職員の親睦と会員の能力向上のための研究および研修を実施することを目的とした会で、平成9年に、元浪速少年院長の坂東知之先生（現文学部客員教授）が、龍谷大学出身の少年院の法務教官等の内、元部下であった者や矯正・保護課程の教え子達を中心として矯正教育に関する職務研究や研修を実施することを目的に設置されたものです。

その構成員の多くは、龍谷大学矯正保護課程修了者ですが、その後、龍谷大学校友会の矯正施設支部として、校友会に参加し、さらにその後、龍谷大学出身の刑務官等も沢山参加するなど、会員が増加し、年間二回の総会を開催するとともに、矯正に関する各種の職務に関する研究または研修等を幅広く実施することになり、多くの矯正職員の能力向上と校友の懇親をふかめることに寄与するなどの、校友会職域支部として特有の活動をしています。

その後、平成14年には、坂東会長が名誉会長となり、畠山晃朗元名古屋矯正管区長が後任の会長に就任しました。現在、「ぎんなん会」会員には、矯正施設の施設長や幹部職員が多く、最近では女性の会員も増加しています。

さらに、最近採用された矯正職員の中には、「ぎんなん会」会員の先輩たちから各種の指導を受け、採用後の初等科研修を優等な成績で終了して、すぐに幹部試験に合格しているものが相次いで出ていることでも各方面から高く評価されています。この「ぎんなん会」の会員には、矯正施設で勤務する法務教官や刑務官等現職の矯正職員のみならず、多くの龍谷大学出身の矯正職員OBや教諭の方、現在、矯正・保護課程の講師をしている先生方も参加していただいております。後進の指導等に協力して頂いております。

現在、現職およびOBを含めその会員は約200（現職180名、OB20）に達しています。

#### 2 その組織

「ぎんなん会」は、龍谷大学校友会職域支部矯正施設支部と

して活動しており、支部長兼会長1名、名誉会長1名、副会長1名、理事10名、事務局長1名、会計担当1名が置かれており、全国の矯正職員のうち、龍谷大学出身者で加入を希望する者を会員としています。

現在の主な役員は、以下の通りです。

名誉会長…坂東知之（元広島少年院長）

会長…畠山晃朗（元名古屋矯正管区長）

副会長…池田正興（元湖南学院長）

理事…木村昭彦（立川拘置所長）

深山祐司（広島刑務所教育分類部長）

谷口隆志（泉学園次長）、中村真一（葛城拘置支所長）

坂本哲也（神戸刑教育統括）、香西貴史（泉学園統括）

桑田昌巳（加古川学園次長）

只川晃一（播磨社会復帰センター長）

増田忠雄（奈良少年刑務所統括）

岡田広志（美祢社会復帰センター処遇部長）

若田浩徳（矯正局事務官／事務局長）、山本雄一（大阪

少年鑑別所教官／会計担当幹事）、田所良太（大阪少年鑑別所教官／会計担当幹事）

#### 3 活動状況

毎年二回総会及び研究会を龍谷大学で実施しています。また、矯正職員は勤務の都合で、なかなか総会及び研究会に出席できない場合が多いので、各施設単位の研究会もランダムに実施しています。（大阪刑務所では、会員の幹部である教育部長と調査官および作業首席（いずれも当時）等を中心に、畠山会長を囲んでの懇親会を実施し、会員15名が参加されました。また、滋賀刑務所では、やはり畠山会長出席のもと会員8名と所長以下施設の幹部職員5名が出席して懇談会を実施しました。）

毎年の総会及び研究会は、第一回目は、7月の第一週土曜日、第二回目は、次の年の2月の第一週土曜日に開催しています。スケジュールは午後2時より総会、午後3時より2時間程度の研究会を実施しています。研究会終了後は有志による会費制で懇親会を実施しています。

この総会及び研究会の際には、校友会及び龍谷大学矯正・保護総合センターの協力をいただき、同センター一階のロビーで実施しています。

また、総会には、校友会代表及び龍谷大学代表、矯正・保護総合センター長、矯正・保護課程委員長を来賓として迎え、さらに多くの矯正・保護課程担当教授や講師の先生方にも出席いただいています。第一回目の研究会は、原則として刑事施設(刑務所及び拘置所)に関するテーマを取り上げて、研究討議や矯正管区長又は刑務所長等を講師として招聘して、矯正の現状などについて講演をお願いしています。二回目は、主に少年施設関係

のテーマを取り上げて研究討議や講演会を実施しています。また、それらの際には、龍谷大学矯正・保護課程及び矯正・保護総合センターとの連携を深めることを目的として、研究会、および懇親会の共催等、相互の活動を共助しており、研究会の際には、多くの矯正・保護課程関係の教授等より指導助言をいただきます。

毎回参加者は30名程度ですが、矯正・保護課程の受講生で将来、矯正職員になることを希望する学生の参加も許しており、優秀な矯正職員の確保にも協力しております。

なお、各総会及び研究会の開催前には、理事会を開催して、打ち合わせを実施して、その内容等を決定しております。

## 校友会矯正教化支部「桐友会」会長に聞く

桐友会会長 吉光 宏昭 氏

### 「桐友会について」

私達桐友会、正式には「龍谷大学校友会矯正強化支部(教誨師、篤志面接委員)桐友会」と云います。

桐友会は龍谷大学の卒業生の中で、矯正強化活動に携わって居られる、全国の教誨師、篤志面接委員で構成されたグループで、平成13年4月25日に組織化されて発足致しました。桐友会の活動としては、「自主研修」や「施設参観」、「広報紙(とうゆう)の発行」、また同じ校友会支部の「ぎんなん会」との交流や龍谷大学矯正・保護課程並びに矯正・保護総合センターの事業に対するお手伝い等々を主たる活動としており、具体的には、1つは、龍谷大学を中心に関西圏での中央研修の実施。2つには全国の行刑施設並びに少年施設などの施設訪問研修と施設担当教誨師、篤志面接委員の方達との交流。3つには専門の先生方による矯正教化の在り方や進むべき道についての学びによる自主研鑽を重ねております。

施設研修(施設参観)では今日までに山口刑務所、大分刑務所、福岡刑務所、徳島刑務所、笠松刑務所、麓刑務所、名古屋拘置所、広島刑務所、山形刑務所、府中刑務所、鳥取刑務所

等々の全国各地の行刑施設、少年施設を訪問して、私達桐友会が貴重な研鑽の機会を頂いております。

現在の会員数は100余名で北海道から沖縄までの教誨師、篤志面接委員の先生方が在籍されており、その連絡や会の現況報告、交換にも機関紙(とうゆう)が大きな力になっております。地方研修では出来るだけ全国の施設を訪問して、その地域の会員さんとのつながりを大切に交流を深めていこうとがんばっております。

教誨師、篤志面接委員のしごとは、本来地味な活動であります故に、なかなか他とのつながりをもつ機会の少ない孤独な活動であります。従いまして、この地味な矯正教化活動に対しまして「桐友会」という組織活動を通して研修や参観などの具体的な現場で「研鑽と交流」をさせて頂いております。

今後ともに「桐友会」は矯正教化活動に対して、研鑽と交流に尽力致していく所存であります。よろしくご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。



## 新刊情報

■玄守道先生から

### 『龍谷大学矯正・保護総合センター 研究年報 第2号 2012年』

[編集発行者] 龍谷大学矯正・保護総合センター  
[発行所] 株式会社 現代人文社  
[発行日] 2012年11月20日発行 ISBN 978-4-87798-537-0



You,  
Unlimited



龍谷大学  
RYUKOKU UNIVERSITY



### 龍谷大学 矯正・保護総合センター(至心館)

- 京阪「深草駅」下車徒歩8分
- JR奈良線「稲荷駅」下車徒歩13分
- 京都市営地下鉄烏丸線「くいな橋駅」下車徒歩5分

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67  
Tel.075-645-2040 Fax.075-645-2632  
URL <http://rcrc.ryukoku.ac.jp/>  
E-mail [kyosei-hogo@ad.ryukoku.ac.jp](mailto:kyosei-hogo@ad.ryukoku.ac.jp)